



沼津市告示第 230 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域を次のとおり変更する旨、同条第 2 項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成22年12月28日

沼津市長 栗原 裕 康



高島町に編入する区域

大手町一丁目13の1の一部、13の3、13の9の一部、14の4、16の3、173の4の一部、173の9の一部、642の9の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部